

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
白鳥第2ビル302号
TEL/FAX. 042-552-4451
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
http://www.yokota-kougai.com

勝ちとろう！ 「夜間・早朝飛行差止」 「将来にわたる損害賠償」

弁護団団長 関島 保雄



私たちは、控訴審判決が、米軍及び自衛隊機の夜間飛行の差し止め及び将来の賠償請求を認めなかったため、その部分を不服として最高裁判所に上告及び上告受理を申し立てました。これまで、最高裁判所は、横田基地だけでなく全国の基地訴訟において、米軍および自衛隊機の飛行差し止め及び将来の賠償請求は認めていません。

裁判所は、日本の支配の及ばない米軍の行為を規制することは出来ないとして米軍の飛行差し止めを認めようとしません。しかし、米軍に日本の法律が及ばないということ認めることは主権国家として許すことは出来ません。

私たちは、騒音被害の根絶の為に、夜間の飛行の差し止めの実現と、被害が続く限り将来裁判をしなくても賠償が払われる状況を実現することが目標です。この目標は、最高裁判所が認めるまで掲げ続ける旗なのです。上告及び上告受理の申立ては、私たちの闘う姿勢を示すものであります。

高裁判決を手に 騒音被害解消へ

瑞穂町・昭島市・八王子市・立川市・日野市
羽村市・福生市・飯能市・入間市へ 上告の報告

7月末から8月にかけて、中島団長代行以下原告団役員と弁護団が共同で高裁が示した判決と、声明を持参して、原告が居住する自治体を訪問し、私たちの悲願である「飛行差止」と「将来賠償請求」を求めて最高裁へ上告したことの報告と、今後の協力要請をおこないました。

主な要請内容は

- (1) 民間機飛来など飛行増加をもたらす動きに反対するとともに、国に対して騒音被害の改善を強く求めてください。
- (2) 国へ低周波音測定・調査を実施するよう要請して下さい。自治体独自でも低周波音測



瑞穂町役場にて副町長と懇談する原告団・弁護団

定を実施してください

- (3) 地位協定見直しを国へ求めてください。
- (4) 国に対して、CV-22オスプレイの配備をやめるよう求めるとともに、CV-22オスプレイの飛行実態を把握し、住民に情報提供し、改善するよう求めてください。
- (5) WHO（世界保健機関）の「新環境騒音ガイドライン」の基準値に合わせて日本の環境基準を見直すよう国に要請してください。

(詳細は3ページに掲載)

最高裁で何が判断されるのか？

民事事件における最高裁判所は「法律審」と言われています。最高裁判所ではどのようなことが判断されるのでしょうか？最高裁判所では事実の存否ではなく、主として高等裁判所の判決が憲法に反しているか（上告）、または、判例違反その他の法令の解釈に関する重要な事項に誤りがあるか（上告受理）について判断がなされます。我々は高等裁判所が航空機の飛行差止及び将来の損害賠償請求を認めなかった部分について上告提起及び上告受理申立をしました。

認めさせよう！ 将来賠償請求

将来も騒音が継続するか分からないとして将来の損害賠償請求を認めなかった高等裁判所に対し、上告提起及び上告受理申立をしました。

上告理由としては、将来請求を認めないことは、憲法の保障する人格権、環境権（憲法13条、25条）および憲法前文、13条で保証する平和的生存権を侵害すること、司法権が果たすべき役割を果たしていないといないということで、憲法76条1項、81条、裁判を受ける権利を侵害していること（憲法32条）を主として挙げています。

上告受理理由としては、40年以上続く騒音に対し、将来も続くか分からないということ自体、経験則に反すること、将来請求を排除する根拠となっている大阪空港最高裁判決が将来請求の根拠である民事訴訟法135条の解釈に反すること、そして、大阪空港最高裁判決の基準によっても横田基地の将来請求は認められるはずであり、高裁判決は判決の解釈違反であることを挙げています。【弁護士 杉野公彦】

全原告の団結で 静かな夜を取り戻す闘いへ！

上告報告説明会 7/14 昭島支部
8/3 八王子・日野支部

説明会では、まず弁護団から控訴審判決の要旨の説明をしつつ、これまでの訴訟の経過について報告、そして、控訴審判決を受けて我々訴訟団が発した声明文の説明がありました。

控訴審判決においても原審と同じように米軍

認めさせよう！ 飛行差止

第一審及び控訴審は、米軍機の差止請求について、日本政府の支配の及ばない第三者の行為の差止めを求めるものであるから、主張自体失当（法的に無意味な主張）であると判断しました。

これに対し、日米地位協定18条5項に基づいて米軍機の差止請求をすることができるため、第一審及び控訴審は日米地位協定の解釈を誤ったという点を主張します。第一審及び控訴審が平成5年日米合同委員会合意に基づく米軍機の差止請求を認めなかったことについて、最高裁平成5年判決に違反していることを主張します。

アメリカ合衆国政府を被告としても米軍機の差止請求が認められないことから、裁判を受ける権利を侵害することや司法権の解釈を誤ったものであることも主張します。

さらに、第一審及び控訴審が差止請求を認めなかったことについて、人格権、平和的生存権、環境権という憲法上の権利に関する解釈を誤ったという点も主張します。【弁護士 中村晋輔】



機の飛行差止については、米軍の飛行が日本政府の支配の及ばないいわば「第三者」の行為であり差止を求めることは、認められないとして排除され、将来の損害賠償請求についても審理最終時までには生じていた航空機騒音がその後も将来にわたって継続するとは限らないため請求権の適格が認められないとして排除されました。

これらの不当な判決について訴訟団ではその理不尽さに対する怒りを共有し得ました。

訴訟団としては裁判をただ金銭を獲得するための手段であるとは考えず、静かな夜を取り戻すための闘いの一つであると位置づけ、司法の力でこの国の理不尽を打破し、差止と将来の損害賠償の獲得を目指して上告審を闘っていくことを確認する会になりました。

高裁判決を手に

騒音被害解消へ

訪問記

瑞穂町・昭島市・八王子市・立川市・日野市・羽村市・福生市・飯能市・入間市へ

自治体訪問の様子を報告します

福生市

近野企画財政部主幹が対応。オリンピック・パラリンピック期間中の軍民共用問題は国からの情報がなく、市議会において市長も懸念を示しているとのことでした。福生市は騒音コンターに表れない訓練飛行や地上騒音被害が深刻です。市独自の低周波音調査を強く要請しました。

瑞穂町

栗原裕之副町長・福井企画部長ほか2名が対応。オリンピックを口実とする軍民共用化にいち早く町長名で抗議声明を発表した経緯など町の取り組みの説明がありました。私たちからは騒音コンターでは把握しきれない被害を可視化する必要性を訴え、低周波音調査の実施などを求めました。

その後、副町長から訴訟団の活動に敬意を示してくれるとともに、要請項目のすべてが共有できる内容であるとの表明もありました。環境基準を超える騒音は一向に減らず、瑞穂町民は日々つらい思いを強いられている。町として国に対して、あきらめることなく、大いに声を上げていきたいと思っていると要請にかみ合った意見交換となりました。

八王子市

青木環境保全課長ほか4名が対応。この要請について検討するという事でしたので、次回の定例交渉日には回答がほしいと述べてきました。

羽村市

橋島企画政策課長ほか1名が対応。市議会では昨年日米地位協定の見直しを求める意見書を決議し、国に提出しているとのことでした。横田周辺自治体の首長の中で最長任期の羽村市長には、そのイニシアチブで八王子や日野、入間、飯能などを含めた被害自治体全体を取りまとめ、騒音問題や地位協定見直し問題に取り組んでもらいたいと要請しました。

被害はずっと続いている

高裁判決が下りました。第1次訴訟の時に平成10年コンター採用で棄却され被害を認められなかった原告の一人です。そして今回の第2次訴訟で、「70W地域の被害の損害賠償の実現」のために、みなさんと裁判を闘ってきました。私以外にも5人の原告がいます。

地裁の時は6人全員が本人尋問を行い、騒音は75W地域と何ら変わることは無いと訴えてきましたが、高裁の「却下」の判決には悔しさが残ります。それというのも、裁判が進むにつれて、最近の米軍

日野市

岡田企画経営課長、関口主任が対応。日野市においても、オスプレイ飛来に合わせて市民からの苦情が増えており、低周波音の測定やオスプレイの飛行実態把握、地位協定見直し等については、都を通じて国に働きかけをしていくと約束してくれました。

立川市

大塚企画政策課長他1名が対応。立川市としても、オスプレイの飛行実態調査等、これまでも国に対する働きかけを行っております。私たちが防衛省・外務省要請の時に引き出した「周辺自治体からの声が上がっていない」とする国の説明については異議を唱えていました。今後も国に自治体の声を上げていくとの回答をいただきました。

昭島市

青柳基地渉外担当課長ほか1名が対応。初めに裁判所への傍聴バスや騒音測定データの提供、拝島第二小の現地検証など、日頃の訴訟への物心両面での支援のお礼を原告団・弁護団から述べました。昭島市としては住民の被害を十分認識しているので、今後もあらゆる機会に、調査要求も含めて、国などへ要請していくとの回答をいただきました。

入間市

亀田企画課主幹が対応。入間市は瑞穂町と隣接し、自衛隊入間基地もあることから基地あるがゆえの問題について短時間でしたが話ことができました。

飯能市

関根企画調整課長が対応。飯能市にも原告が住んでいます。日頃のお礼を述べ、要請内容を簡略化して話しました。飯能市も飛行ルートの延長に位置しており、騒音被害は存在していると話されました。

*入間・飯能へは事前予約なしで伺いましたが、要請に対応していただきましてありがとうございます。

機の旋回訓練はますます激しくなって、わが家の真上をかすめるようにして飛び回るC130輸送機の轟音や、地鳴りのようなオスプレイの音に耳を塞ぐとき、私の所が認められなかった事が本意です。

今、横田のオスプレイは5機ですが、今後10機に増やすと言われ、無人偵察機などという物騒なものも配備される中、平和で静かな住環境はいつ取り戻せるのでしょうか。

上告審の対象からは外れましたが、最高裁の判断を見守り続けていく覚悟でいます。

【八王子 渡邊 てつよ】

次々と戦闘機能を強める横田基地

これ以上の騒音
ゴメン!!

グローバルホーク（無人偵察機）駐機場建設計画 そして暫定配備の動き

アメリカ空軍は8月1日、最新鋭の無人偵察機「RQ-4グローバルホーク」を横田基地に暫定配備した。本来の配備基地であるグアム・アンダーセン基地が台風で使えなくなることを理由として、10月まで横田基地に留まる予定となっている。偵察任務中の操縦は衛星通信を介してアメリカ本土から行なうが、離着陸時の操縦は横田に駐留するグローバルホークの管理部隊が行なうことになっている。これまでも2017年に、半年間5機がグアムから台風シーズンを避ける形で横田基地に展開していて、横田基地を中国大陸や朝鮮半島、南シナ海での新たな偵察活動の拠点にする可能性があると言われています。

暫定配備とする一方で水面下では、横田基地ではグローバルホークのための駐機施設の建設を計画していることが、駐機場建設契約文書でわかりました。CV-22オスプレイ飛行隊の発足と更なる増配備が予定されており、次々と基



2017年5月 横田基地で報道陣に公開されたグローバルホーク（時事通信社の写真をお借りしました）

地機能を強めていることは、私たち基地周辺住民への騒音被害がさらに激しくなると同時に、軍事拠点攻撃の標的としての危険が迫っていることでもあります。こうした基地機能強化には反対しよう。【事務局長 奥村 博】

原告団活動日誌

- 7/10 原告団ニュース第52号発行・発送作業
- 7/12 全国基地連首都圏事務局長会議
- 7/14 昭島支部上告報告会
- 7/16 第77回原告団幹事会
- 7/18 弁護士会議に出席
- 7/19～7/26 オスプレイ横田配備反対連絡会 自治体要請
- 7/24～8/16 周辺自治体(八王子、立川、日野、昭島、福生、羽村、瑞穂、入間、飯能) 要請訪問
- 7/26 よみがえれ！有明訴訟最高裁弁論・報告集会に参加
- 7/27 オスプレイ横田配備反対署名・宣伝行動 @昭島駅北口
- 7/29 弁護士会議に出席
- 8/2 オスプレイ横田配備反対連絡会会議出席
- 8/3 八王子・日野支部上告報告会
- 8/9 原告団ニュース編集会議
- 8/13 定例事務局会議
- 8/21 弁護士会議に出席
- 9/1 オスプレイ横田配備反対署名・宣伝行動 @福生駅東口
- 9/6 オスプレイ横田配備反対連絡会会議出席
- 9/9 定例事務局会議

オスプレイの横田基地配備を撤回する署名行動

みなさんの参加、地元の賛同者の方々の協力を呼びかけます

10月11日（金）17：30～18：30
JR八高線 箱根ヶ崎駅
11月16日（土）13：30～14：30
立川駅北口

全国基地連・全国基地訴訟 今後の予定 原告団・弁護士からも参加します

- 9月11日 嘉手納基地爆音訴訟高裁判決（那覇）
- 9月17日 第9次横田基地訴訟 高裁第1回期日
- 9月28日 全国基地連 学習会&交流会（大和市内）
- 9月29日 全国基地連 第5回総会（大和市内）
- 10月25日 岩国基地訴訟 高裁判決（広島高裁）